

「スパイ防止法」を許すな！

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を繰返させてはならない

「極左の考えを持った人たちが社会の中枢に入ってくる。極端な思想の人たちは辞めてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法だ」——。神谷宗幣・参政党代表はこう演説した（2025. 7. 14）。2025 参院選で国政政党として踊り出た野党の「参政党」が、何と現行の「平和憲法」を真っ向から否定する「憲法草案」を公然と主張し、前提としている。しかも自民党はじめ野党の一部もこれを支持している。ここがこれまで結成されては消えていった政党との大きな違いだ。危機感を抱く理由である。

かつて 1980 年代後半、自民党が画策した「国家秘密法案」は圧倒的な世論で阻止した。しかしながら現にウクライナでガザで、残虐な戦争が強行され、国際連合がそれを阻止できないでいる今、現状は危うい。われわれは「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を糺す運動の中で、弾圧法規はいったん成立してしまえば、どんな付帯決議をつけようと無意味であることを知った。弾圧法規は成立させてはならないのである。宮澤弘幸やレーン夫妻が「軍機保護法」で弾圧された経過を振り返り、警鐘を鳴らしたい。

「軍機保護法違反」とされた根拠とは？

北大生・宮澤弘幸、同大英語教師・レーン夫妻らは、太平洋戦争開戦の 1941 年 12 月 8 日、特高によって検挙され、最終的に宮澤・ハロルドは「軍機保護法違反」で懲役 15 年、ポーリンは同 12 年が確定し収監された。では、軍機保護法違反とされた事項は何だったか。

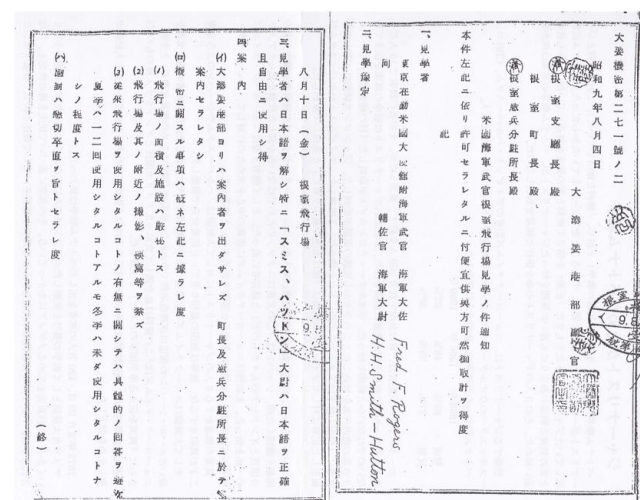
軍事機密というには余りに些末な「事実」が重罪の因にされている。宮澤判決から例示すれば、

- ①旅行中に車窓から見た根室・海軍飛行場の外観
 - ②課外の労働実習で見聞した樺太・大泊での港湾油槽の築造外観
 - ③樺太旅行中に見た上敷香・海軍飛行場の外観
 - ④右近辺で見聞した工事中の電気通信所、高射砲装備の防空灯台の外観
 - ⑤見学便乗した灯台巡視船で見聞した宗谷岬灯台付設の海軍信号施設の外観
 - ⑥同、千島列島の海軍砲台の存在
 - ⑦同、海軍・松輪島飛行場の存在
 - ⑧同、占守島の陸軍駐屯と軍施設の存在
- と、いった外形見聞に止まる。

いずれの対象も、地元や、少し関心を持てば知れる存在である。一例を上げれば、海軍の根室飛行場は、昭和 8（1933）年発行の「根室要覧」にカラーで紹介されており（右上写真）、（2 面へ）



毎日新聞 2013年11月29日



(1面から)昭和9(1934)年8月4日、海軍大湊要港部は、米国海軍武官に根室飛行場の見学を許可していたのである(下写真)。これが何で国家秘密と言えるのか。

軍・国家権力は付帯決議を無視

1899年に制定された「軍機保護法」は、1937年、大改悪された。これに対して貴族院の学識議員らが危機感を抱き「法で保護する「軍事機密」の範囲を「高度」なものに限定し、探知の手段を「不正」なものに限定し、犯意の有無を明確にすること」と、当時の、議会状況の中で、ぎりぎりの歯止めを掛けたといえる。

しかしながら実態はどうだったか。軍・国家権力は、法が成立した途端、あろうことか当付帯決議も、議事録に残った限定答弁の数々も全て無視し、警察も検察も、さらに裁判官までもが軍・治安権力に追従した。その何よりの証拠が、宮澤レーン冤罪事件そのものになる。

即ち、宮澤弘幸の「見聞」行為自体は事実だったとしても、その全てが「不法な手段」による「見聞」ではなく、見聞した内容も、石油タンクの数とか、工事就労者の数とか、飛行場の存在や格納庫の数などで、いずれも素人目にも分かる公然であり、「不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密」ではないことを、判決自体が「証明」している。

加えて、犯意の認定においても、証明がなされていない。仮に、これら「見聞」が判決の断じる軍事機密だったとしても、宮澤弘幸、及びレーン夫妻がこれら「見聞」を「軍事機密」だと認識し、認識した上で犯した、との証明も全くなされていない。

つまり、軍機保護法成立の前提となった「付帯決議」に照らすならば、軍機保護法違反の犯罪となる要件(高度な機密、不正手段による入手、犯意の証明)を一つも満たしていないのが宮澤・レーン事件なのだ。一言にすれば、法を悪用した国家権力による冤罪事件だった。

冤罪横行を可能にした法体系の構造

加えて見逃せないのは、これら非道・理不尽な法の運用を可能にする、いわば「冤罪法」体制が周到に仕組まれていたことだ。

一に、国防保安法(1941年5月施行)。軍機保護法関連の身柄拘束では逮捕状なしの検挙を検事の専権で出来るよう刑事手続きに特例を設けた。また「国家機密」の指定を主務大臣の専権とし、指定内容も外国に漏れるのを防ぐとの口実で、内容の詳細を非公示とした。

二に、戦時刑事特別法(1942年3月施行)。軍機

保護法関連では、控訴された場合、控訴審を飛ばして、いきなり大審院(上告審)での審理とし、しかも、大審院では法廷審理抜きで書面のみでの棄却(門前払い)が可能となる特例を仕込むことで、事実上の一審制とした。

その一審(地裁)においても、弁護士の選任制限、捜査調書・法廷記録などの閲覧・謄写制限、判決理由・適用法の詳細不公示等を仕込むことで、証拠の明示さえ省かせ、判決文の不交付までを可能としている。いずれも「漏洩防止」を口実として、暗黒裁判を法制化している。

この他にも、軍用資源秘密保護法、要塞地帯法、防御海面令、国家総動員法、そして治安維持法等々と国民抑圧・戦争遂行の法令が巧妙に連携し、権力にとって目障りな国民を無限定に検挙し、無限定の罪(冤罪)に押し込む「冤罪法体系」が仕組まれていた。

以上の事実が示している「大事」は、立法段階からの監視になる。危ない法律は必ず、もっともらしい仮面をつけ、仕掛けは見えないように仕込んで成立を図る。だから可決されるまでは、どんな答弁も憚らず、いかなる付帯決議にも同意したふりをする。だが、法は、法となった途端、権力が仕込んだままに独り歩きを始める。

軍機保護法においても、成立の要件となった「付帯決議」は、あくまで「法案」に付帯されたもので、成立した「法」には、何の「付帯」もついていない。これが国家権力の本意であり、運用となっている。よって危ない法案への対処では、とことん手を抜かず仕込みを見抜いて追い込み、条文に織り込まなければならない。

内外ともに先に明るさの見えない厳しい状況が続く時代、決して「軍機保護法」の轍を踏んではならない。国家権力による冤罪が戦争への道と一体になった史的事実思いを深めたい。

(本稿本文は11月に刊行予定の冊子『「12月8日」を記憶し続ける』からの抜粋である。「スパイ防止法」策動への危機感から急ぎ、発行とする)

